

(略)

東京都監査委員	伊 藤 ゆ う
同	伊 藤 こういち
同	茂 垣 之 雄
同	岩 田 喜美枝
同	松 本 正一郎

令和5年6月6日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

本件請求において、請求人は、グループホームを設置及び運営するNPO法人Aが地域住民の要望等に誠意ある対応を行っていないにもかかわらず、同法人に対して都が、障害者通所施設等整備費補助要綱（以下「本件要綱」という。）に基づく補助金（以下「本件補助金」という。）の交付及び東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領（以下「本件要領」という。）に基づく運営費等の助成（以下「本件助成」という。）を決定したことは、法人Aの適性を見誤ったものであり不当な公金の支出に当たるなどとして、その適格性を再度調査することを求めるものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

請求人は、法人Aが本件補助金を受けて設置する施設（以下「本件施設」という。）には駐車場や車寄せの設置予定がないことから近隣住民の交通が阻害される蓋然性が高い

こと、本件施設の屋上には冷暖房室外機が26台設置され近隣に大量の暖気や騒音が発生することが明らかであること、法人Aは本件施設に面する私道の権利者に対してその使用に関する承諾の承諾を得ていないこと、法人Aと地域住民との複数回の協議を行うも法人Aからは何ら誠意ある回答がないこと、などから、法人Aは、地域住民の不安を払拭する努力を何ら行っておらず、都や区から補助金の交付を受けて福祉事業を行う事業者としての適格性に疑問があるなどとして、本件補助金の交付及び本件助成は不当である旨主張する。

本件要綱によると、本件補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書を都知事あて提出し、都知事は、補助金の交付申請のあった事業について、適当と認める場合は条件を付して補助金の交付を決定し通知するものとされ、当該補助金は、補助事業が完了した時期に全額を交付するものとされている。また、都は当該補助金の交付申請を行う事業者に対し、当該申請前の手続として、障害者通所施設等整備費補助対象法人審査委員会設置要領別紙1 障害者通所施設等整備費補助事業対象法人審査基準(以下「本件審査基準」という。)等に基づき補助の内示をすることとしている。また、本件審査基準によると、事業者の地域住民に対する対応について、「当該土地における各補助申請事業について、地域住民の理解を得られるような対応を適切に行っているか」を審査内容の一項目とし、当該項目の審査基準として「障害福祉サービス事業等及び障害者に対する地域の理解が得られるように努めていること」とし、当該基準の留意事項として「住民の反対がある場合は、住民代表者等と話し合いを通じ問題点の解決を図ること。ただし、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、地域住民の同意を得ることまでを求めるものではない点に留意すること」としている。

これを本件についてみると、予備的調査によれば、所管局は、本件施設の設置について、法人Aが近隣住民に対し個別説明を行い、区とともに住民説明会を6回開催し、住民説明会等で提示された近隣住民からの意見に基づき図面変更等も行っており、説明会開催の確認及び区の意見書等から審査基準を満たしているとして補助の内示を行い、本件補助金の交付決定及び交付を行ったとのことである。また、住民説明会で要望のあった、駐車場等については停車時間は最小限にするなどし、屋上の冷暖房室外機設置については施工段階で詳細を決めることを法人Aから説明しているとのことである。さらに、本件施設に面する私道については、その所有者の了承を得ているとのことである。

請求人は、本件施設の設置について近隣住民の同意が得られていないことから、法人Aの回答に誠意がなく、地域住民の不安を払拭する努力をしていないと主張しているものと解される。しかしながら、上記のとおり本件審査基準では「地域住民の同意を得る

ことまでを求めるものではない」としていることからすると、当該主張は、本件補助金の交付決定及び交付が財務会計法規上、違法・不当であると主張・疎明しているものとは言えない。したがって、都の財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められない。

また、請求人は、法人Aに対する本件助成についても不当である旨主張するが、本件要領によると、本件助成の実施主体は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第2項の規定によりグループホームの入居者に対し支給決定を行った市町村とされており（第4条）、都が事業者に対して本件助成を行うものとはされていないため、都の財務会計行為には当たらない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。